

## 大阪市都島区役所と明治安田生命保険相互会社大阪東支社との連携に関する覚書

大阪市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社大阪東支社（以下「乙」という。）は、令和3年10月8日付「大阪市と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定」に基づき、次の条項について互いに連携することに合意し、覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、甲及び乙が連携協力により、都島区内の地域福祉の課題に迅速かつ適切に対応し、高齢者及び障がい者（以下「高齢者等」という。）並びに子どもの安心な生活の実現をめざすことを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携し協力するものとする。

- （1） 高齢者等や子どもの見守り活動に関すること
- （2） その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

### （協議事項）

第3条 連携協力の具体的な内容等については、個人情報保護の趣旨を踏まえ関係法令を遵守し、甲及び乙が協議するものとする。

- 2 連携協力するにあたり必要な経費の負担については、各々の事業ごとに甲及び乙が協議するものとする。
- 3 本覚書の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本覚書を変更し、又は解除することができるものとする。

### （有効期間）

第4条 この覚書の有効期間は、締結日より令和5年3月31日とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれかが書面をもって終了の意思表示しないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

- 2 甲又は乙のいずれかが本覚書の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本覚書を解約することができる。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本覚書の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

### （その他）

第6条 この覚書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して別途定めるものとする。

- 2 この覚書に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この覚書は2通作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和4年12月22日

（甲） 大阪市都島区中野町2丁目16番20号  
大阪市  
覚書締結担当者  
都島区長 （自署）

（乙） 大阪市中心区城見1丁目2番27号  
クリスタルタワー6階  
明治安田生命保険相互会社大阪東支社  
支社長 （自署）